中央北極海無規制公海漁業防止協定

背 톮

- 中央北極海における氷の範囲の減少に伴い、漁獲が行われ得る水域が拡大。
- →規制されていない漁獲により海洋生態系及び漁業資源への影響が懸念されるところ、中央北 極海の公海部分全体の漁獲を規制する国際的枠組みが存在せず。
- →同水域における規制されていない漁獲を防止する必要性が国際的に認識。
- 北極海沿岸5か国(米国、カナダ、ロシア、ノルウェー、デンマーク)に主要関心漁業国・機関(日 本、中国、韓国、アイスランド、EU)を加えた全10か国・機関の間で2015年12月以降計7回 の交渉が行われ、2018年10月に署名。





1979年9月(左)と2011年9月(右)の北極海の海氷 の様子

(出典:米コロラド大氷雪データセンター(National Ice and Snow Data Center: NISDC) / Google Earth)

主な内容

中央北極海の公海水域での規制されていない漁獲を防止するため、主に以下について定める。

暫定的保存管理措置【第3条】

締約国は、自国の旗を掲げる権利を有する船舶に対し、保存管理措置に基づいてのみ、商業 的漁獲及び試験的漁獲を許可。

科学的活動における協力 【第4条】

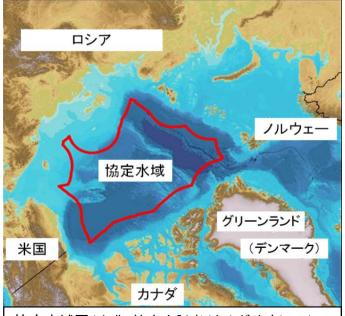
締約国は、科学的活動における協力を円滑にする。効力発生から二年以内に**科学的調査・**監 視に関する共同計画を作成し、関連データ等を共有する。

◆ 更なる実施【第5条】

締約国は、漁獲管理のための地域漁業管理機関等を設ける交渉を開始するかどうか等を検討 する。

早期締結の必要性

- 協定水域における日本の漁業機会を保全し確保する。
- 協定の早期発効に向け貢献する。(交渉参加全10か国・機関の締結により発効)



協定水域図(出典:協定寄託者(カナダ政府)HP)

燃料油汚染損害の民事責任条約

背 景

- ▶ 一般船舶の大型化に伴い、海難事故に伴う燃料油の流出による大規模汚染のリスクが高まっていることを受け、1996年に国際海事機関(IMO)の下で本条約案の交渉開始。
- ▶ 2001年3月、ロンドンにおいて採択、2008年11月21日に発効(発効要件18か国)。
- ▶ 2019年4月1日現在、92か国が締結。

主な内容

船舶(注)からの<u>燃料油の流出又は排出による汚染損害に関し適正で迅速かつ効果的な賠償の</u> **支払を確保**するため、主に以下について定める。

- ◆ 燃料油による汚染損害についての**船舶所有者の無過失責任** 【第3条】
- ◆ 締約国の船舶の登録所有者による保険等保証の維持、締約国による<u>証明書の発給</u>及び入出 港船舶についての保険等保証の効力の確保、<u>保険者等に対する賠償額の支払の直接請求</u>等 【第7条】
- ◆ 締約国の裁判所が下す判決の承認及び執行力の付与 【第10条】
- 注 タンカーからの燃料油の流出又は排出については、一部を除き、「油汚染損害の民事責任条約」(日本締結済 み)が適用される。

燃料油汚染対策として、一定の船舶に対する保険加入の義務付けは既に実施。



保険に加入していても賠償額が支払われ ないケースもある。大規模汚染のリスクが 上昇する中、更なる対応が必要。

例:日本近海における近年の海難事故で被害者への賠償が確保されなかった事例

青森県深浦沖における座礁及び燃料油汚染事故 (カンボジア籍貨物船アンファン8号、2013年)

- ➢ 保険契約違反により、保険会社が免責を主張。保険金が支払われなかった結果、 船舶所有者による処理ができず放置。
- ▶ <u>青森県の負担</u>で油膜の防除 措置と座礁船の撤去を実施。





本条約を国内実施することで、同様の事案でも賠償額の支払が確保されることとなる。

早期締結の必要性

- ▶ 船舶からの燃料油の流出・排出による汚染損害についての責任を明確化し、賠償を確保することは、被害者保護の充実に資するとともに、 海洋環境の保護にも寄与する。
- 保険者等への賠償額の支払の直接請求が可能となり、支払が確保され、また、日本の裁判所による賠償命令の他の締約国での執行が確保されることで、被害者保護の更なる充実につながる。

難破物除去ナイロビ条約

背 景

- ▶ 1960年代後半以降の大型タンカーの海上事故の問題の深刻化に伴い、放置座礁船等の問題が 発生。1996年に国際海事機関(IMO)の下で本条約案の交渉開始。
- ▶ 2007年5月、ナイロビにおいて採択、2015年4月14日に発効(発効要件10か国)。
- ▶ 2019年4月1日現在、42か国が締結。

主な内容

<u>難破物(注1)の迅速かつ効果的な除去</u>及びこれに関係する<u>費用の支払を確保</u>するため、主に以下 について定める。

◆ 条約の適用水域(注2)において危険をもたらす<u>難破物の除去のための措置</u>

【第2条、第5条~第9条】

- ◆ 難破物の除去に関係する費用についての船舶の登録所有者の無過失責任 【第10条】
- ◆ 締約国の船舶の登録所有者による保険等保証の維持、締約国による証明書の発給及び入出港 船舶についての保険等保証の効力の確保、保険者等に対する費用の支払の直接請求等【第12 条】
- 注1 難破物には、海難の結果として沈没し、又は乗り揚げた船舶に加え、分離した船体の一部や貨物等も含まれる。
- 注2 条約の適用水域は、締約国の排他的経済水域(締約国が選択する場合には、自国の領域にも拡大可能)。

放置座礁船対策として、一定の船舶に 対する保険加入の義務付けは既に実施。



保険に加入していても除去費用が支払 われないケースもあるため、更なる対 応が必要。

例:日本近海における近年の座礁事故で除去費用が支払われなかった事例

兵庫県淡路島における座礁事故 (タイ籍台船ネプチューン号、2016年)

➤ 保険契約違反により、保険会社が免責を主張。保険金が支払われなかった結果、船舶所有者による処理ができず放置。



▶ 兵庫県の負担で船舶を除去。



本条約を国内実施することで、同様の事案でも費用の支払の確保が可能となる。

早期締結の必要性

- > 難破物の迅速かつ効果的な除去を通じ、<u>航行の安全及び海洋環境の保護</u>に寄与。除去等の費用についての責任を明確化し、支払を確保 することを通じて、放置座礁船を減少させる観点から重要である。
- ▶ 保険者等への費用の支払の直接請求が可能となり、支払が確保されることとなるため、現状では対応困難なケースも早期解決が可能となることが期待される。



日・アルゼンチン投資協定



背 景

- アルゼンチンは、近年、外貨取引規制の撤廃など自由開放経済政策を推進しており、海外投資の誘致に積極的。
- ▶ 日本の国土の約7.5倍の広大で肥沃な土地。豊富な食糧資源や鉱物・エネルギー資源等への日本企業の関心が高い。
- ▶ 2015年12月のマクリ政権発足以降、進出日本企業数が倍増(15年:51社→17年:100社)。

主な内容

- ◆ 二国間の投資を促進し、投資家の権利を保護する法的な枠組みを定める。
- (1)投資財産の設立段階・設立後の内国民待遇・最恵国待遇 【第2条、第3条】
- (2)投資財産に対する公正な待遇・十分な保護 【第4条】
- (3)正当な補償等を伴わない収用の禁止 【第11条】
- (4)投資受入国・相手国投資家間の紛争解決手続 【第25条、第26条、第27条、第28条】

早期締結の必要性

- ▶ 投資環境の透明性、法的安定性、予見可能性が向上。
- ▶ 我が国からの投資の更なる保護·促進【経済界からも強い要望あり】。



- ■人口・
 - 4.449万人(2018年)
- ■一人当たりGDP: 14.460米ドル(2017年)
- ■在留邦人: 11,726人(2017年)
- ■進出日系企業: 100社(2017年)
- ■進出分野: 製造業、卸売業・小売業等

- アルゼンチンは、日本を除くG 7諸国、中国等約50か国との 間で投資関連協定が発効済み。
- 2017年5月マクリ大統領が訪日。2016年11月、2018年 11月に安倍総理が、2018年 5月に河野外務大臣が訪問。
- 2016年9月に交渉を開始。
- 2018年12月に署名(於:ブエ ノスアイレス)。



日・スペイン租税条約



背 景

- ▶ 現行の日・スペイン租税条約は、1974年に発効。
- ▶ スペイン経済は、欧州第5位の規模であり、多くの日系企業が進出。
- ▶ 進出日系企業数が過去5年で25社増加する等、両国の経済関係が更に緊密化。

主な内容(現行条約の全面改正)

- ◆ 投資先の国(源泉地国)における限度税率の更なる引下げ等、二重課税の除去のための規定を拡充
- (1)企業の事業活動による利得(事業利得)【第7条】 ※現行条約にも規定あり。

進出先の国は、相手国企業に対して、恒久的施設(支店等)がなければ課税することができない。

(2)配当・利子・使用料に対する源泉地国での課税を更に軽減又は免除【第10条~第12条】

	配当	利子	使用料
現行	10%(親子会社間) 15%(その他)	10%	10%
改正後	免税(親子会社間等) 5%(その他)	免税	免税

- (3)条約の規定に適合しない課税の解決のための相互協議手続(仲裁手続を含む) 【第24条】
- ◆ 脱税・租税回避行為を防止するための規定を拡充
- (1)脱税等の防止のための税務当局間での情報交換に関し、国際標準に即した規定を導入【第25条】
- (2)相手国の租税債権の徴収について相互に支援を行うための規定を導入【第26条】
- (3)条約の特典の濫用を防止するための規定を導入【第28条】

早期締結の必要性

▶ 早期に改正を行うことで、両国間の投資・経済交流を一層促進するとともに、脱税・租税回避行為に対処するための枠組みを構築する必要がある。



- ■人口:
- 4.666万人(2018年)
- ■一人当たりGDP:
- 28,359米ドル(2017年)
- ■在留邦人:
- 8.192人(2017年)
- ■進出日系企業: 365社(2017年)
- ■進出分野:

製造業、卸売業・小売業等

- スペインは、日本を含むG7 諸国、中国、韓国、インド等約 90か国・地域との間で租税条 約が発効済み。
- 日・スペイン外交関係樹立 150周年を迎え、2018年10 月に安倍総理がスペインを訪問。
- 2018年10月に安倍総理 とサンチェス首相の間で署名 (於:マドリード)。



日・クロアチア租税協定



背景

- ▶ クロアチアからは、累次の機会にわたって租税協定の締結要望あり。
- ▶ クロアチアは、産業構造の多様化や競争力の強化を図るため、外国企業の誘致に積極的。
- ▶ 進出日系企業数が過去5年で9社増加する等、両国の経済関係が緊密化。

主な内容

- ◆ 二重課税の除去のため、投資先の国(源泉地国)が課税できる所得の範囲·限度税率等を確定
- (1)企業の事業活動による利得(事業利得)【第7条】 進出先の国は、相手国企業に対して、恒久的施設(支店等)がなければ課税することができない。
- (2)配当・利子・使用料に対する源泉地国での課税を制限【第10条~第12条】

	配当	利子	使用料
限度税率等	免税(親子会社間) 5%(その他)	免税(政府受取等) 5%(その他)	5%

- (3)協定の規定に適合しない課税の解決のための相互協議手続 【第24条】
- ◆ 脱税・租税回避行為を防止するための規定を整備
- (1)脱税等の防止のための税務当局間での情報交換に関し、国際標準に即した規定を導入【第25条】
- (2)相手国の租税債権の徴収について相互に支援を行うための規定を導入【第26条】
- (3)協定の特典の濫用を防止するための規定を導入【第28条】

早期締結の必要性

▶ 早期に租税協定を締結し、課税範囲や限度税率についての法的安定性や予見可能性を高めることで両国間の投資・経済交流を促進するとともに、脱税・租税回避行為に対処するための枠組みを構築する必要がある。



■人口:

411万人(2017年)

- ■一人当たりGDP: 13.271米ドル(2017年)
- ■在留邦人:

177人(2017年)

- ■進出日系企業: 24社(2017年)
- ■進出分野: 機械類、自動車、卸売業等

- クロアチアは、日本及び米 国を除くG7諸国、中国、韓国 インド等約60か国との間で租 税条約が発効済み。
- 2018年、日本とクロアチア は外交関係樹立25周年を迎 え、6月に薗浦総理大臣補佐 官が、10月に山田外務大臣 政務官がクロアチアを訪問。
- 2018年10月に署名(於: ザグレブ)。



日・コロンビア租税条約



- ▶ コロンビアからは、累次の機会にわたって租税条約の締結要望あり。
- ▶ コロンビアは、豊富な天然資源や南米第2位の人口を有する。
- ▶ 2015年に日・コロンビア投資協定が発効する等、投資環境の整備が進展。
- ▶ 進出日系企業数が過去5年で13社増加する等、両国の経済関係が緊密化。

主な内容

- ◆ 二重課税の除去のため、投資先の国(源泉地国)が課税できる所得の範囲·限度税率等を確定
- (1)企業の事業活動による利得(事業利得)【第7条】

進出先の国は、相手国企業に対して、恒久的施設(支店等)がなければ課税することができない。

(2)配当・利子・使用料に対する源泉地国での課税を制限【第10条~第12条】

	配当	利子	使用料
限度税率等	免税(年金基金受取) 5%(親子会社間) 10%(その他)	免税(政府、金融機関間、年 金基金受取等) 10%(その他)	2%(設備) 10%(その他)

- (3)条約の規定に適合しない課税の解決のための相互協議手続【第24条】
- ◆ 脱税・租税回避行為を防止するための規定を整備
- (1) 脱税等の防止のための税務当局間での情報交換に関し、国際標準に即した規定を導入【第25条】
- (2)相手国の租税債権の徴収について相互に支援を行うための規定を導入 【第26条】
- (3)条約の特典の濫用を防止するための規定を導入【第28条】

早期締結の必要性

▶ 早期に租税条約を締結し、課税範囲や限度税率についての法的安定性や予見可能性を高めることで両国間の投資・経済交流を促進するとともに、脱税・租税回避行為に対処するための枠組みを構築する必要がある。



- ■人口:
- 4,906万人(2017年)
- ■一人当たりGDP: 6.380 米ドル(2017年)
- ■在留邦人:
- 1,238人(2017年)
- ■進出日系企業: 90社(2017年)
- ■進出分野:

自動車類、電気製品等

- コロンビアは、カナダ、インド、韓国等約10か国・地域との間で租税条約が発効済み。
- 2014年7月に安倍総理が コロンビアを訪問。2018年に は、河野外務大臣(8月)、トゥ ルヒージョ外務大臣(12月) が相互訪問。
- 2018年12月に署名 (於:東京)。



日・エクアドル租税条約



背景

- ➤ エクアドルからは、累次の機会にわたって租税条約の締結要望あり。
- ▶ エクアドルは、2017年5月に発足したモレノ政権の下、より自由で開放的な経済を目指しており、外国投資誘致や諸外国との貿易投資促進に積極的。
- ▶ 進出日系企業数が過去5年で4社増加する等、両国の経済関係が緊密化。

主な内容

- ◆ 二重課税の除去のため、投資先の国(源泉地国)が課税できる所得の範囲·限度税率等を確定
- (1)企業の事業活動による利得(事業利得)【第7条】 進出先の国は、相手国企業に対して、恒久的施設(支店等)がなければ課税することができない。
- (2)配当・利子・使用料に対する源泉地国での課税を制限 【第10条~第12条】

	配当	利子	使用料
限度税率等	5%	免税(政府、銀行受取等) 10%(その他)	10%

- (3)条約の規定に適合しない課税の解決のための相互協議手続 【第24条】
- ◆ 脱税・和税回避行為を防止するための規定を整備
- (1) 脱税等の防止のための税務当局間での情報交換に関し、国際標準に即した規定を導入【第25条】
- (2)相手国の租税債権の徴収について相互に支援を行うための規定を導入【第26条】
- (3)条約の特典の濫用を防止するための規定を導入【第28条】

早期締結の必要性

▶ 早期に租税条約を締結し、課税範囲や限度税率についての法的安定性や予見可能性を高めることで両国間の 投資・経済交流を促進するとともに、脱税・租税回避行為に対処するための枠組みを構築する必要がある。



- ■人口:
- 1,662万人(2017年)
- ■一人当たりGDP: 6.217米ドル(2017年)
- ■在留邦人:
- 355人(2017年)
- ■進出日系企業: 18社(2017年)
- ■進出分野:

自動車類、一般機械等

- エクアドルは、カナダ、中国、 韓国等約20か国との間で租 税条約が発効済み。
- 2018年には、河野外務大 臣(8月)、モレノ大統領(9月) が相互訪問。
- 2019年1月に署名 (於:キト)。